

文部科学省 障害者活躍推進プラン ③

学校卒業後の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室

1 趣旨

「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、従前からの特別支援教育の充実に加え、学校卒業後、生涯にわたり学ぶ機会の充実を図る必要がある。

学校卒業後に障害者が学び続けられる機会が非常に限られている現状を踏まえ、障害の状態や特性、心身の発達段階等も踏まえつつ、自己の発達や成長に向けて本人が希望する学習を主体的・継続的に行うことができるよう、教育・学習面の条件整備を行う必要がある。このことにより、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

2 現状

- 障害者が生涯を通じて学ぶ機会は現状において十分でない。特に学校卒業後におけるそれぞれの障害者に合った学びの場や、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場、学びに関する情報提供が不十分であるといった課題がある。
- しかしながら、障害者の中には、社会生活を送る上で様々な課題に直面し、一旦就職しても職場になじめず早期に離職する者もあり、生涯の各ライフステージにおいて生じる様々な課題や障害者本人の困り事の解決に向けた学習の場や、地域で仲間と過ごせる交流の場、職業的な学びを行うリカレント教育の機会が求められている。
- 障害者本人への調査結果では、「障害者の生涯学習の機会」が「ない」者が65.7%に及んでおり、多くの障害者にとって学びの場が身近でない状況が明らかとなっている。また、「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にある」と思う者の割合は32.8%、「身につけたい技術を学べる場や学習プログラムが身近にある」と思う割合は26.8%となっており、障害者のニーズに応える学びの場や、学びの場に関する情報提供にも課題があることが明らかとなっている。

- 身体障害、精神障害、内部障害を中心に 38.5%の障害者が、日中「家庭内で過ごしている」状況がある。外出が困難である障害者等にとって、学習は人や社会とのつながりを持つ上で大変重要なものであり、本人や支援者が、就学時のように学習や友人との交流を卒業後も継続したいとの希望を極めて強く持っていることも念頭に置き、学習支援を行う必要がある。
- 障害に関する国内法の整備や社会全体の障害に対する理解の浸透等の状況がある中、大学における障害のある学生の在籍者数も近年増えているが、知的障害者については特別支援学校高等部卒業後の平成 30 年度の進学率は 0.5%に留まっている。また、「障害者の方を対象とした講座」を開設している大学は 3.4%、短期大学は 0.9%と極めて低い割合となっている。
- 障害者の学びを最も身近で支える行政機関である地方公共団体の果たす役割が大変重要だが、障害者の生涯学習を推進する上での課題としては、「体制の整備」（都道府県 82.9%、市町村 69.2%）、「ニーズの把握」（都道府県 62.9%、市町村 70.3%）等が高い割合となっている。

3 具体的対策と進め方

平成 31 年 3 月にとりまとめた「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―」（学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）における提言を踏まえ、文部科学省として、以下に記載の施策を積極的に推進するとともに、今後早急に取り組む事項等について、具体的な成果指標とともに別途提示し、着実に実施する。

① 障害者の学びの場の充実に向けた基盤の整備【2019 年度～】

障害者が、学校卒業後もライフステージ全体を通じ、本人が希望する学習を主体的・継続的に行うことができるよう、厚生労働省など関係省庁とも連携しながら、学びの場の整備を強力に推進する必要がある。学校から社会への移行期や各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりに向けたモデル開発等に加え、地方公共団体を中心として、学びの場に関する情報収集・提供の推進を図る。また、地方公共団体が大学や企業、社会福祉法人等と連携し、障害者本人が企画段階から参画しながら、就労も見据えた障害者の学びの場の整備・拡充に向けた体制整備等を推進する。

② 障害に関する理解促進や学びの場づくりの担い手育成等に向けたコンファレンスの実施【2019年度～】

障害者の生涯学習の関係者を集めたコンファレンスを全国各地域（ブロック別）で開催し、本人による学びの成果発表や、学びの場づくりに関する先進事例の共有、学びの場の拡大に向けた研究協議等を行う（2019年度は6箇所程度を予定）。これらの取組を通じて、社会における障害理解の促進や、社会教育、特別支援教育、障害者福祉等の実践者同士の学び合いによる学びの場づくりの担い手の育成・ネットワークの構築、学びの場の拡大を目指す。

③ 障害者の生涯学習機会の充実にに向けた調査研究【2019年度～】

障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の充実を図るため、生涯学習分野における合理的配慮を推進するための調査研究を行う。また、障害の特性を踏まえた学びの場づくりを推進する観点から、例えば、外出が困難である重度・重複障害者等の学習機会の確保、意思表示・意思伝達の支援、視聴覚や発達障害者等の効果的な学習の推進等の観点から、生涯学習における先端技術の活用方策に関する調査研究を行う。